

防府市養育支援訪問事業実施要綱

令和6年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第5項の規定に基づき、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。)及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、こども家庭支援員(以下「支援員」という。)を派遣し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とした養育支援訪問事業(以下「訪問事業」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 訪問事業の実施主体は、防府市とし、保健こども部こども家庭センターこども相談支援課が事務を主管する。

(こども家庭支援員)

第3条 第1条に規定する支援員は、児童福祉に関する識見と熱意があり、防府市の支援員登録を受けた者とする。

(資格要件)

第4条 支援員は、市内に居住する者で、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員、栄養士、教員等の資格を有する者とする。

(支援対象家庭)

第5条 本事業の支援対象は、防府市に居住する者で、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)等により市長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような状態にある家庭(里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。)を対象とする。

- (1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
- (2) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭

- (3) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (5) 公的な支援につながない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭
- (6) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
（養育支援訪問支援検討会議）

第6条 この事業推進のため保健こども部こども家庭センターこども相談支援課に養育支援訪問支援検討会議（以下「支援検討会議」という。）を設置する。

- 2 支援検討会議は、原則としてこども相談支援課の職員で構成し、対象者の状況に応じて学校教育課、障害福祉課、支援員その他必要な関係職員等の参加を求める。
- 3 支援検討会議は、支援対象家庭の選定及び支援方針等を協議し、決定する。
- 4 支援方針の変更等が必要になったときは、支援検討会議をその都度開催し、協議する。
- 5 支援検討会議は、個別の訪問事業について評価を行い、必要に応じて支援方針を変更するものとする。

（支援内容）

第7条 支援員は、前条に規定する支援方針に基づいて支援対象家庭を訪問し、その家庭に対する相談・支援等を行う。また、その主な内容は次のとおりとする。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援

- (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- (3) 不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援（支援活動）

第8条 支援に当たっては、養育支援予定書(第1号様式)により、支援対象家庭に支援方針計画を説明し、理解を得る。支援員は、支援検討会議で決定した内容に基づき訪問支援を実施するものとする。

- 2 支援員は、訪問後、支援内容等をケース担当者に報告する。
- 3 支援員は、養育支援報告書（第2号様式）及び家庭訪問件数報告書（第4号様式）を毎月末にケース担当者を経由して、こども相談支援課に提出する。
- 4 支援員は、訪問支援の最終回は養育支援報告書（第3号様式）を提出するものとする。

（指導・監督）

第9条 こども相談支援課は、支援員に対し適宜報告を求め、必要な指導監督を行う。

（報償費）

第10条 支援員の支援活動に対する報償費は、次のとおりとする。

保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員、栄養士、教員等が実施する専門的相談支援について、訪問一件につき8,000円とする。

- 2 対象家庭への訪問で不在の場合は、交通費と連絡に要する費用相当額として、訪問一件につき1,000円を支給する。

（守秘義務）

第11条 本事業に従事する支援員は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等、または妊婦への対応に十分に配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等

の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第 12 条 市長は、支援を要する当該者に必要な事業の利用を勧奨してもなお、やむを得ない事由により利用をすることが著しく困難であると認めるときは、支援を提供(措置)することができるものとする。

第 13 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

< 支援員所感 >

____年 ____月 ____日

氏名 _____

< 支援員所感 >

____年 ____月 ____日

氏名 _____

家庭訪問件数報告書（養育支援訪問事業）

_____月分の家庭訪問について下記のとおり報告します。

	保護者氏名	家庭訪問回数 (不在を含まず)	不在回数
1		回	回
2		回	回
3		回	回
4		回	回
5		回	回
6		回	回
7		回	回
8		回	回

計 _____ 回 不在 _____ 回

こども家庭支援員氏名

_____ 年 _____ 月 _____ 日